

公立鳥取環境大学実験機器（原子吸光分光光度計）の入札について（入札にかかる注意文書）

## 1 入札資格

本入札に参加できる者は、以下に記載の要件を全て満たす者とする。

- (1) 鳥取県又は鳥取市が定める一般競争入札参加資格（『医療・理化学機器類』区分での登録）を有する者。

## 2 入札等に対する質問等

入札等に対する質問がある場合は、平成30年1月15日の17時30分までに質問書（様式1）に必要事項を記載して、ファクシミリまたは電子メールで提出すること。回答は1月16日の正午までに本学ホームページにおいて行う。

また、本学が仕様書で提示する参考機器以外で入札しようとする場合は、次の①及び②を提出し、公立大学法人公立鳥取環境大学（以下「本法人」という。）の承認を得ること。提出期限及び提出先は質問書と同じとする。

- ①同等品確認書（様式2）
- ②同等品として提示する機器のカタログ等

### 【質問書等の提出先】

公立鳥取環境大学 学部・センター事務室 ファクシミリ 0857-32-9120

電子メール g-jimu@kankyo-u.ac.jp

## 3 その他

### (1) 入札保証金

入札保証金については、公立大学法人公立鳥取環境大学契約事務取扱規程に基づき下記事項のいずれかを満たす者については、入札保証金の納付を免除する。

- ①入札に参加しようとする者が、保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- ②入札に付す場合において、公立大学法人公立鳥取環境大学契約事務取扱規程第2条に規定する資格を有するもので、当該入札に係る契約と種類をほぼ同じくし、かつ、規模が同等以上である契約を複数回にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- ③入札に参加しようとする者が、国(公社、公団及び独立行政法人を含む。)又は地方公共団体であるとき。
- ④公立大学法人公立鳥取環境大学契約事務取扱規程第2条に規定する資格を有する者による入札に付す場合において、その入札に参加する者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

### (2) 契約保証金

契約保証金については、公立大学法人公立鳥取環境大学契約事務取扱規程に基づき下記事項のい

ずれかを満たす者については、契約保証金の納付を免除する。

- ①契約の相手方が保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- ②契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他工事履行保証契約の引受けをすることができる金融機関として鳥取県が定める金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- ③公立大学法人公立鳥取環境大学契約事務取扱規程第2条に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- ④法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- ⑤物件を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- ⑥随意契約を締結する場合において、契約金額が100万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- ⑦官公署又はこれに準ずる公共的団体との契約又は電気、ガス若しくは水の供給を受ける契約を締結するとき。
- ⑧不動産の買入れ、不動産若しくは物品の借入れ、委託その他契約の性質又は目的が競争入札に適しないものの契約を締結するとき。
- ⑨国、地方公共団体、独立行政法人その他地方独立行政法人の競争入札の参加資格を有する者が、過去2年の間、同種で同程度の規模であると認められる契約を締結し、これを誠実に履行したと認められるとき。

#### 4 入札条件

- (1) 郵便による入札は認めない。
- (2) 入札書は本学電子データをダウンロードし、入札金額には総額（搬入、設置等に要する費用を含む。）を記入すること。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札書は封入し、封筒表面にこの入札に係る開札日、件名、入札者名を記入して件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出すること。
- (5) 入札者は、いったん提出した入札書の手直し、引換え又は撤回をすることはできない。
- (6) 入札者は、入札の記載事項について抹消、訂正又は挿入をしたときは、当該箇所を押印すること。ただし、入札金額はこれを改めることができない。
- (7) 入札に関する行為を代理人に行わせようとするときは、その委任状を提出すること。
- (8) 入札書及び委任状の宛名は、「公立大学法人公立鳥取環境大学 理事長職務代理者 副理事長 西山 信一」とする。
- (9) 次に掲げる入札は、無効とする。
  - ①入札開始時刻までに入札場所に参集しなかった者の入札
  - ②郵便による入札

③他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札

④委任状を持参しない代理人の入札

⑤記名押印のない入札

⑥金額数字の不鮮明な入札

(10) 入札回数は3回までとする。

(11) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加できないものとする。

(12) この入札の落札者は、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものとする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者の内最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

## 5 その他必要な事項

(1) 公立大学法人公立鳥取環境大学契約事務取扱規程に基づき、次の各番号に該当すると認められる者とは取引を行わないものとする。

①契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。

②競争に際し、不当に価格をせり上げ、又はせり上げる目的をもって連合した者。

③競争に参加することを妨げ、又は契約の締結若しくは履行を妨げた者。

④架空取引など、不正な取引を行った者。

⑤監督又は検査に際し、職員の職務の執行を妨げた者。

⑥正当な理由なく、契約を履行しなかった者。

⑦その他公立大学法人公立鳥取環境大学に不利益を及ぼす行為をした者。

(2) 入札終了後、落札者（免税事業者に限る。）は、免税事業者であることを明記した届出書を提出すること。

(3) 代理人をして入札をしようとするときは、必ず委任状を提出すること。

(4) 開札前に天災その他やむを得ない事由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があるとき、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。

(5) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。